

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R5. 6. 19時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	試行運用対象
1	34	22の3-2ハ	22-587	支払未済及び未支給の給付の請求の確認	未支給の給付を受給権者の遺族が私学共済から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	◎
2	34	22の3-6ロ	22-588	喪失後の出産費の支給決定	加入者だった者に対して、資格喪失後の出産費を支給決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	◎
3	34	22の3-8ロ	22-589	喪失後の埋葬料の支給決定	加入者だった者が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、資格喪失後の埋葬料を支給決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	◎
4	34	22の3-10ロ	22-590	喪失後の傷病手当金の支給決定	傷病により休業したまま資格喪失をした加入者に対し傷病手当金を支給決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	◎
5	34	22の3-11	22-591	喪失後の出産手当金の支給決定	出産のために休業したまま資格喪失をした加入者に対し出産手当金を支給決定するための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	◎
6	34	22の3-14	22-592	災害見舞金の支給決定	加入者または被扶養者が非常災害により被災した際に私学共済から見舞金を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	◎
7	34	22の3-15	22-593	任意継続加入者の短期給付の支給	任意継続加入者が短給付の支給を受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	◎
8	34	22の3-16ロ	22-594	任意継続加入者の任意継続掛金の還付	任意継続加入者にかかる前納された任意継続掛金の還付の手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	日本私立学校振興・共済事業団	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	◎
9	34	22の3-19	22-606	一部負担金の割合の減額の申請	加入者及び被扶養者が、一部負担金の軽減を受ける認定のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、情報照会することによって適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	○
10	79	42-1	57-146	特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）支給要件の確認・対象労働者であることの確認（身体）	特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）を支給申請者が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法に関する情報	身体障害者手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課	○
11	79	42-2	57-147	特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）支給要件の確認・対象労働者であることの確認（精神）	特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）を支給申請者が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は児童福祉法による児童及びその家族についての調査及び判定若しくは知的障害者福祉法に関する情報	精神障害者保健福祉手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課	○
12	106	53-1ヨ	81-35	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与及び支給者の口座情報の確認）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が振込先預貯金口座を機構に示すための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	なし（本人名義の口座のみ登録可能となっており、振込時に振込不能となった場合には別途照会を実施している）	独立行政法人日本学生支援機構	内閣総理大臣	文部科学省高等教育局学生支援課	○
13	108	55-1ル	84-193	特例介護給付費、特例訓練等給付費、特例特定障害者特別給付費、特例地域相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、基準該当療養介護医療費、高額障害福祉サービス等給付費の支給	高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課/こども家庭庁支援局障害児支援課	○
14	108	55-9ト	84-194	新高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、一定の条件を満たすものが高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	89	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第三条第三項第一号から第三号までに規定する事項	預金通帳の写し	都道府県知事又は市町村長	内閣総理大臣	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	○